

答弁書第九三号

内閣参質一七六第九三号

平成二十二年十一月十九日

内閣総理大臣 菅 直 人

参議院議長 西岡 武 夫 殿

参議院議員石井準一君提出国民年金保険料の追納期間の延長と無年金者の発生抑制に関する質問に対し、
別紙答弁書を送付する。

参議院議員石井準一君提出国民年金保険料の追納期間の延長と無年金者の発生抑制に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、日本年金機構が保有する保険料の納付記録のサンプル調査（以下「サンプル調査」という。）を基礎とした推計を実施しており、「無年金にならなくて済む人数」については、六十五歳未満の方で最大約四十万人、六十五歳以上の方で最大約八千人と、「年金額が増える人数」については、最大約千六百万人と見込んでいる。

二について

お尋ねについては、サンプル調査を実施していないため、直ちにお答えすることは困難である。

三について

現役世代がその時々々に納付した保険料で年金給付を賄うという年金制度の世代間扶養の考え方を踏まえれば、いつまでもさかのぼって保険料を納付できるようにすることは適当ではないと考えており、現在、国会に提出している「国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年

金法等の一部を改正する法律案」においては、現行の保険料免除期間に係る保険料の追納期限が十年であること等との均衡を考慮し、保険料を納付することが可能な期間を十年間としている。